

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本クリクラウン協会の役員の報酬の基準について定めることを目的とする。

（報酬及び費用の支給）

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

附則

（施行期日）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。